



はい、 社協です！

茅野市は暮らしやすい街ですか？
安心して子どもを育てられますか？

安心して働けますか？

安心して歳をとれますか？

茅野市が好きですか？

誰もが心豊かに暮らせる茅野市を
市民のみなさんと共に築くことが、
社会福祉協議会の目指すところです。

社会福祉法人

茅野市社会福祉協議会

● 社会福祉協議会（略称 社協）ってなに？

「社協」って知っていますか？社協とは、「社会福祉協議会」を略した呼びかたです。

社協は、社会福祉法第 109 条に基づいて組織された民間の福祉団体で、市民のみなさんやボランティア、行政や関係団体・専門機関の参加・協力を得ながら活動することを特長としています。

また、民間の非営利組織としての「自主性」と、地域のみなさんやさまざまな分野の関係者に支えられた「公共性」という 2 つの側面を合わせ持っています。

茅野市社協では、市民のみなさん一人ひとりが主体となって、地域のなかの“困ったなあ”“どうしよう”という声をみんなで考え、話し合い、保健・医療・福祉などの関係者や行政機関の協力を得ながら、「誰もが安心して住み慣れた地域で心豊かに暮らせるまちづくり」を目指して、柔軟に福祉活動や事業を推進しています。

● 社協の構成は？

茅野市社協は、茅野市内の各 10 地区の小地域単位にある地区社会福祉協議会（略称 地区社協）、区・自治会、福祉推進委員、ボランティア、保健・医療・福祉などの団体、行政、そして地域で暮らす市民のみなさんと構成されており、共に連携・協働しながら地域福祉の推進を図っています。



● 社協の財源は？

茅野市社協を支える財源は、みなさんからご協力いただいている社協会費や寄附金が基盤となっています。そのほかに共同募金の配分金、市からの補助金、移送サービス事業、配食サービス事業等受託事業による受託金、そして独自事業収入（介護保険・障害者自立支援事業）等の財源で運営されています。



● 社協会費・寄附金にご協力ください

社協会費や寄附金は、茅野市社協独自の事業を進める上での大切な財源の一つとなっています。

特に社協会費は、社協会員になることによって一人ひとりが、『地域福祉』を自らの活動として受け止め、地域福祉活動に間接的に参加していただいているという意味も持っています。

強制ではありませんが、社協の活動にご理解いただき、ひとりでも多くの市民のみなさんの社協会員へのご協力をお願いします。特に社協の福祉事業推進にご賛同ご協力いただけるかたは、特別賛助会員として、また、法人のみなさんは法人賛助会員として社協会費のご協力をお願いします。

会員の種類		会費	社協会費の主な使い道	
一般賛助会員	1 世帯	1,000 円	・福祉推進委員や地区社協などの小地域福祉支援活動の支援	など
特別賛助会員	1 口	3,000 円	・「シャララ・ほっとサービス」など地域福祉活動の推進	
法人賛助会員	1 口	5,000 円	・「福祉のこころ」をはぐくむ福祉教育推進事業	
			・ボランティア・市民活動の推進・支援	

● 各種相談窓口

人生には、いろいろな悩みや苦しみがあります。日々の生活の中のほんの小さな心配ごとから、誰にも相談できない深刻な心の悩みまで様々です。どこへ相談に行ったらいいのかわからないこともあるでしょう。そんなとき、少しでもお役にたてるように社会福祉協議会は、様々な相談窓口を設けています。

	司法書士の法律相談
相談内容	身近な法律に関すること
日時	毎月第2水曜日 午後3時から5時 (祝日の場合は翌日)
相談員	司法書士
その他	前日までに予約が必要



	結婚相談
相談内容	結婚を希望される方同士のお見合いや紹介
日時	● 毎月第1・第3土曜日 午後1時から4時 ● 毎月第2・第4金曜日 午後6時30分から8時30分
相談員	社協が委嘱した結婚相談員
その他	希望日の2営業日前までに予約が必要



予約の連絡は茅野市社会福祉協議会(電話：73 - 4431)へお願いします。

● シャララ・ほっとサービス

高齢者の方や障害のある方、子育て中の家庭など、日常生活の中で困ったことが起きたり、誰かの手助けが必要になったりすることがあります。そんな時、同じ街で暮らす私たち（社協会員）がお互いさまの気持ちでお手伝いでき、利用できたら…。

そんな願いからシャララ・ほっとサービスが生まれました。

社協会員とは、社協の事業に賛同し、会費を納めていただいた方



ご利用いただける方（利用会員）

高齢者、障害者、子育て中の家庭等で、日常生活において援助を必要とする社協会員

サービスの提供者（協力会員）

空いている時間とちからを提供する、ボランティア精神を持ち研修を受けた社協会員



サービスの内容

一般のサービス（家事等）	その他のサービス
● 食事づくり ● 衣類の洗濯、補修 ● 日常的な住居の清掃、整理整頓 ● 生活必需品の買い物 ● 手紙等の代筆、朗読、話し相手、見守り ● 医療機関等との連絡、薬の受け取り	● 簡単な身の回りの世話 ● 外出介助（散歩、買い物等の付き添い、通院の付き添い） ● その他：社協会長が特に認める在宅福祉に必要なサービス

ご利用いただける時間

1時間を単位とし、午前7時から午後8時までです。
年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

ご利用方法

あらかじめ、社協に利用会員として登録し、利用券を購入していただきます。
社協の職員が希望されるサービスの内容に応じて協力会員との調整を行います。
協力会員が訪問し、サービスを行います。
時間や内容に応じて、協力会員に利用券をお渡しいただきます。

1時間あたりの利用料金

区分	昼間	早朝 夜間
一般のサービス （家事等）	700円	750円
その他のサービス	800円	850円

（昼間）午前8時30分～午後5時
（早朝）午前7時～午前8時30分
（夜間）午後5時～午後8時
1時間を越えた場合30分券の利用ができます。

【交通費】 利用者宅往復 社協負担
利用時間内 利用者負担

● 移送サービス

車椅子のまま乗り降りできる自動車で、通院などの送迎をいたします。



ご利用いただける方

市内在住で体が不自由なため、一般の交通機関を利用して外出することが困難な方。

年会費

年会費として1,000円をお支払いいただきます。年会費の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までです。

年度途中で会員になられた場合も、金額は同額です。また、退会された場合の返金はいたしません。

運行日時

- 原則として月曜日から金曜日（祝日と12月29日から1月3日を除く）
- 原則として午前8時30分から午後5時

運行区域

茅野市内及び近隣の市町村

（岡谷市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村）

ご利用の方法

あらかじめ茅野市社協に利用登録し、利用券を購入していただきます。

利用希望日時を、電話等で社協に予約します。

（希望日の2ヶ月前から3営業日前まで）

利用の都度、走行距離に応じて利用券を運行協力員（運転手）に渡します。

ご利用料金

400円券：1冊5枚つづり（2,000円）の利用券を購入していただきます。

80円券：1冊5枚つづり（400円）の利用券を購入していただきます。

距離	利用券
5 km まで	1枚（400円）
5 km 以上 1 km ごと 80 円 （1 km 単位に切り上げ）	1枚（80円）

● 一般介護予防通所事業（塩つぼの湯デイサービスセンター）

運動やレクリエーションを通して、仲間と一緒に楽しく取り組むことにより、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるようにお手伝いします。

利用いただける方

65歳以上で介護保険を受給されていない方
（一般介護予防事業対象者）

実施場所

高齢者福祉センター塩壺の湯 ゆうゆう館

利用料金

1回のご利用につき 600円
（昼食・送迎含む）



サービス内容

- 毎週1回、決められた曜日にご利用いただきます。
- いろいろな活動メニューからご自分で選択して取り組みます。

日課	時間
送迎車でお迎え	8:50~10:00
朝の会・体操	10:00~10:30
自由時間（入浴・自主トレ・脳トレ・手芸など）	10:30~11:45 （入浴10:30~11:30）
昼食・休憩	11:45~13:00
週替り お楽しみ時間	13:00~14:00
帰りの会（お茶）	14:00~14:30
送迎車でお送り	14:30~

● 配食サービス（おたっしゃ弁当）

365日、ご希望の日にお弁当をお届けいたします。
社協が委託した業者が、ご自宅まで配達しています。

ご利用いただける方

- 65歳以上のひとり暮らしの方
- 高齢者のみの世帯で、食事づくりが困難な方
- ひとり暮らしの障害者の方
- 寝たきりの方がいる二人家族
- その他、上記と同等と認められる方はご相談ください。

ご利用料金

- 1食400円（おかずのみの場合は320円）
- お弁当は、昼食または夕食のいずれかをお選びいただきます。



● ひとり暮らし安心コール

担当の協力員がご希望の曜日と時間に電話をかけて、お話をします。

ご利用いただける方

65歳以上のひとり暮らしの方

ご利用料金

ご利用は無料です。
ご利用は週2回までです。



● 日常生活自立支援事業

—あなたと福祉サービスをつなぐ—

日常生活自立支援事業とはどんな事業？

福祉サービスを利用したいけど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。社会福祉協議会では、このような場合に、あなたが安心して暮らせるようサポートします。



どんなことをしてくれるの？

福祉サービス利用申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

主なお手伝いの内容		
福祉サービスの利用援助	福祉サービスが安心してご利用できるようお手伝いします。 保健・医療福祉サービスについての制度・内容に関する情報提供や専門家の紹介・助言、サービス申し込み代行・同行・契約締結・福祉サービス実施状況の確認、見守りなどを行います。 	
オフショーンサービス	金銭管理サービス	毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れのお手伝いをします。 利用者本人に代わって、一定額の預貯金の出し入れ、公共料金・家賃の支払い、福祉サービス利用料・医療費等の支払い、年金等の受領確認を行います。 
	書類預かりサービス	大切な通帳やハンコ、証書などを安全な場所でお預かりします。 本人の意思に基づいて契約を行い、預金通帳、権利証書、実印、銀行印等の書類等を安全に保管します。 

どんなひとが利用できるの？

例えば、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でないため日常生活での福祉サービスの利用やお金の管理などがうまくできない方々が利用できます。なお、療育手帳や、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。



お金はかかるの？

ご相談や支援計画の作成にかかる費用は全て無料です。

実際にご自宅に訪問し、お手伝いするときには利用料と交通費がかかります。

サービス利用料	1 時間当たり	1 , 3 0 0 円
交通費	1 km 当たり	3 0 円



日常生活自立支援事業をご利用いただくためには、次の2つのことが大事になります。

ご本人から、この事業を利用するという利用意思が確認できること。

契約行為がある程度理解できること。契約により自分がどんなサービスを受けるのかある程度理解できること。

●フードドライブ事業

—「もったいない」を「ありがとう」へ—

フードドライブ事業とはどんな事業？

フードドライブとは、家庭等で余っている食品を持ち寄り、地域の子ども食堂等に寄付する活動です。

社協では、「もったいない」を「ありがとう」への考えのもと、年間を通じて食品の提供を受け付けています。みなさまからご提供いただきました食品は、市内の生活にお困りのご家庭やこども食堂に年間をとおしてお渡ししています。

受付できる食品

【未開封・未使用(内袋が破損していない)、かつ、賞味期限(要明記)が
2か月以上残っている常温保存可能な食品等】

- ・穀類（白米、アルファ米、小麦粉など）
 - ・缶詰（肉、魚、果物など）
 - ・インスタント・レトルト食品（カレールー、カップ麺など）、シリアル
 - ・お菓子（チョコレート、クッキー、せんべいなど）、粉ミルク、離乳食
 - ・調味料（醤油、食用油、砂糖、塩、みりん、料理酒など）、のり、ふりかけ
 - ・乾物（そうめん、パスタ、海藻など）
 - ・飲料（ジュース、お茶、水など）
 - ・災害備蓄用食品（期限に余裕のあるもの）
- 



受付できない食品

- ・賞味期限が2 か月を切っているもの
- ・開封されているもの
- ・冷凍、冷蔵保存を要するもの
- ・生鮮食品（生肉、魚介類、生野菜）
- ・アルコール類
- ・ペットフード
- ・サプリメント・栄養ドリンク
- ・食品表示、賞味期限の記載のないもの
- ・日本語表記がされていないもの



お米のご提供「ひとにぎりのお米（支援米）」

お米のご提供は、毎年新米がとれる頃に期日を定めてご協力をお願いしています。

受付期間は、広報紙「やらざあ」 ホームページにてご案内します。



●茅野市・原村 成年後見支援センター

— 成年後見制度、権利擁護等に関する相談に応じます —

成年後見支援センターとは？

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が低下してしまった方の権利を護り、地域で安心して生活が続けられるための支援を行います。茅野市・原村にお住まいの方が対象です。

どんな相談に応えてくれるの？

- (1) 成年後見制度、権利擁護等に関する相談
関係市町村及び関係機関からの制度に関する二次相談及びその調整
- (2) 成年後見制度利用に関する相談
成年後見制度等申立て手続きの支援
- (3) 成年後見制度、権利擁護の研修会開催・啓発
- (4) 専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士など）の第三者後見人候補者の紹介
- (5) 親族後見人への相談・支援
- (6) 他に適切な引き受け手がない方の法人後見の受任 など

このようなときはお気軽にご相談ください

- (1) 認知症のため、介護サービスを利用したいが自分で契約ができない。
- (2) 精神障害のため、財産の管理を自分で行うことができない。
- (3) 知的障害の子どもの将来を誰がみてくれるか心配。
- (4) 成年後見制度を利用したいが、どうすればいいかわからない。
- (5) 成年後見制度について詳しく知りたい。 など



●法人後見事業

- 成年後見人、保佐人又は補助人として実施する業務等を行います -

法人後見業務とは？

法人後見業務は、認知症、精神障害又は知的障害等により意思決定が困難な者の判断能力を補うため、本会が後見人等となることにより、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護することを趣旨としています。

事業の対象者は？

法人後見業務の対象者は、茅野市内の在住者であって次の各号のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 茅野市長が後見、保佐又は補助開始の審判を申立てる者で、他に適切な後見人等が得られない方
- (2) 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方
- (3) その他本会が行うことが特に必要であると認められる方

法人後見業務実施の決定

家庭裁判所が本会を後見人等として選任しようとするときは、法人後見運営委員会が審査を行い、審査の結果、実施することが適当と認めたときは、本会会長がこれを決定します。

本事業の利用には、上記のとおり一定の条件が必要となります。

詳細についてお聞きになりたい方は、お問い合わせください。

● 各種貸付事業

資金名	ご利用いただける方	種類及び内容	貸付限度額	貸付利子	連帯保証人
暮らしのつなぎ資金	市内在住の低所得者	臨時救済資金、支度資金、生活資金、一時立替金	4万円以内	無利子	必要
生活福祉資金					
総合支援資金	失業者等、日常生活に困難を抱えている方	・生活再建までの間に必要な費用 ・住宅の賃貸契約を結ぶ費用 ・一時的に必要な費用	60万円以内(資金の種類により変わります)		
福祉資金	・低所得世帯 ・障害者世帯 ・高齢者世帯	・生業を営む為の経費 ・技能修得の為の経費 ・住居の移転・増改築費、技能取得費、冠婚葬祭費 ・負傷、病気の療養にかかる必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費 ・その他日常一時的に必要な経費等	580万円以内(資金の種類により変わります)	・連帯保証人を立てる場合は無利子 ・連帯保証人がいない場合は、年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
福祉費					
緊急小口資金		緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の臨時の一時費用	10万円以内	無利子	不要
教育支援資金	低所得世帯	高等学校、大学又は、高等専門学校等に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円 (高専)月6.0万円 (短大)月6.0万円 (大学)月6.5万円	無利子	不要 世帯内で連帯借受人が必要
		高等学校、大学又は、高等専門学校等に入学に際し必要な経費	50万円以内		
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯	一定の居住用不動産(土地、建物)を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度(総額)月30万円以内	年3%、又はプライムレートのいずれか低い利率	必要 推定相続人の中から選任
	要保護の高齢者世帯		・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)		不要

資金の貸付と継続的な相談を行うことによって、自立した生活を送れるように生活費等を貸し付ける制度です。
資金の種類によっては、生活困窮者自立支援法による相談を受けることが条件となります。
また、貸付の種類によっては民生委員の意見書または署名が必要になります。

● 介護保険サービス

● 介護保険事業所

介護や支援が必要になられた方に対し、できるだけ自立された生活が送れるよう各種の介護保険事業のサービスを提供しています。

居宅介護支援事業所

介護支援専門員(ケアマネージャー)が居宅サービス計画(ケアプラン)の作成により、居宅介護サービス、住宅改修、福祉用具レンタルなど介護保険やその他社会資源を活用したサービスを調整し、利用者様の相談に応じます。その状況に応じて、分からないことなど丁寧にご説明いたしますので、お気軽にケアマネージャーにご相談下さい。その状況に応じたケアプランを作成いたします。



訪問介護事業所

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、生活援助(買物・調理・掃除等)身体介護(入浴介助・食事介助・おむつ交換など)のサービス提供をいたします。

【営業日】年中無休

【窓口時間】月曜日～金曜日

(午前8時30分～午後5時15分まで)

【対象】介護保険該当者(要支援1～要介護5)
及び事業対象者



西部デイサービスセンター(通所介護事業所)

西部デイサービスセンターに送迎により通所していただき、日常生活上の機能訓練や入浴、昼食のサービスを提供いたします。閉じこもりによる虚弱(フレイル)や利用者様の気持ちに寄り添った余暇時間を創意工夫し、季節に富んだプログラムを提供しております。

【営業日】月曜日～金曜日

(土・日曜日、12月29日～1月3日は休み) 祝日は営業

【利用時間】午前9時00分～午後4時30分

【対象】介護保険該当者(要支援1～要介護5)
及び事業対象者



居宅介護支援事業所

電話: 0266-82-0211

FAX: 0266-82-1107

訪問介護事業所

電話: 0266-82-1415

FAX: 0266-82-1107

西部デイサービスセンター(通所介護事業所)

電話: 0266-82-6161

FAX: 0266-82-1107



茅野市社会福祉協議会 介護保険事業所

〒391-0013 茅野市宮川 3975 番地

● 障害者福祉サービス

● あすなろセンター

○ 就労継続支援事業 B 型事業 (定員 20 名)

障害をお持ちの方で雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、ご本人の“働きたい”思いや意欲を尊重し、就労の場として様々な作業を提供しています。活動は施設内の軽作業、施設外での清掃作業のほか、地域の方との交流、季節に合わせた行事など余暇活動も提供しています。利用者様がご自分の仕事に自信を持ち、張り合いを感じられ、その方のペースで作業が進められるように支援しています。短時間からの利用も可能であり、利用される方個別に活動内容を検討し支援を行います。

○ 対象者 訓練等給付費支給者

【営業日】月曜日～金曜日(祝祭日、盆正月は休み)

午前 9 時 00 分～午後 3 時 00 分まで

○ 日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者等の日中における活動の場を確保し、障害者等のご家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護しているご家族の一時的な休息を図ることを目的にサービスを提供しています。

○ 対象者

【営業日】



● 相談支援事業所

障害者(児)の方やご家族の相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。また、障害福祉サービスを利用する際の計画を作成し、各関係機関と連絡調整を行うとともに、支給決定後のサービス等利用計画が適切に利用されているかどうかモニタリング会議を実施する等の支援を行います。

● 指定居宅介護事業所 (ホ - ムヘルプ)

障害者の介護や支援が必要になられた方に対し、自立された生活が送れるようホームヘルパーによる居宅介護等のサービスを提供しています。

ホ - ムヘルパーがご自宅に訪問し、居宅介護(家事援助・身体介護)、同行援護などのサービスを提供します。

【営業日】年中無休

【窓口時間】月曜日～金曜日(午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで)

【対象】障害福祉サービス受給者(居宅介護等など)

相談支援事業所

〒391-0002 茅野市塚原二丁目 5 番 45 号

電話：0266-73-4431

FAX：0266-73-8030

あすなろセンター 就労継続支援事業 B 型

〒391-0002 茅野市塚原一丁目 15 番 30 号

電話：0266-72-7972

FAX：0266-75-0180

指定居宅介護事業所 ホームヘルプ

〒391-0013 茅野市宮川 3975 番地(西部デイサービスセンター内)

電話：0266-82-1415

FAX：0266-82-1107



● 個別訪問と地域福祉活動支援

コミュニティソーシャルワーカーは...

さまざまな悩みごとや困りごとの相談に応えます。

- 日々の訪問活動を通じて、支援を必要とする人をできるだけ早く発見します。
- お宅を訪問してお話を伺い、解決する方法を一緒に考えます。
- さまざまな専門機関・専門職と協力して解決に努めます。
- ご近所をはじめ、ボランティアさんなど地域の方の協力を得て解決を図ります。
- 福祉制度やサービスを活用して解決に努めます。

誰もが心豊かに安心して暮らせる地域づくりを目指します。

- 日頃からの支え合いや気軽に集える場所などを把握し、情報の整理と提供に取り組みます。
- 地域の課題等を共有し、安心して暮らせる地域づくりを地域の皆さんと一緒に考えます。
- 地域の事業者等の関係者ネットワークづくりを進めます。
- 生活支援の担い手の養成やサービスの開発に努めます。
- 地区や行政区でのボランティア活動を支援します。

地域で福祉活動に取り組むための 仕組みづくりとその活動を支援します。

● 地区社会福祉協議会の活動を支援します。

● 地区社会福祉協議会の主な活動

- ・ 地区地域福祉行動計画の推進
- ・ 福祉推進委員連絡会や研修会の開催
- ・ 高齢者等の昼食会や宅配事業
- ・ 情報紙の発行 など



● 福祉推進委員さんを中心とした、 行政区・自治会での福祉活動を支援します。

- ・ 会議や懇談会での情報提供や他地区の取組事例の紹介
- ・ アンケート調査や研修会などの取組の支援
- ・ 支えあいマップづくりの取組の支援
- ・ 地区地域福祉行動計画を推進するための活動支援 など



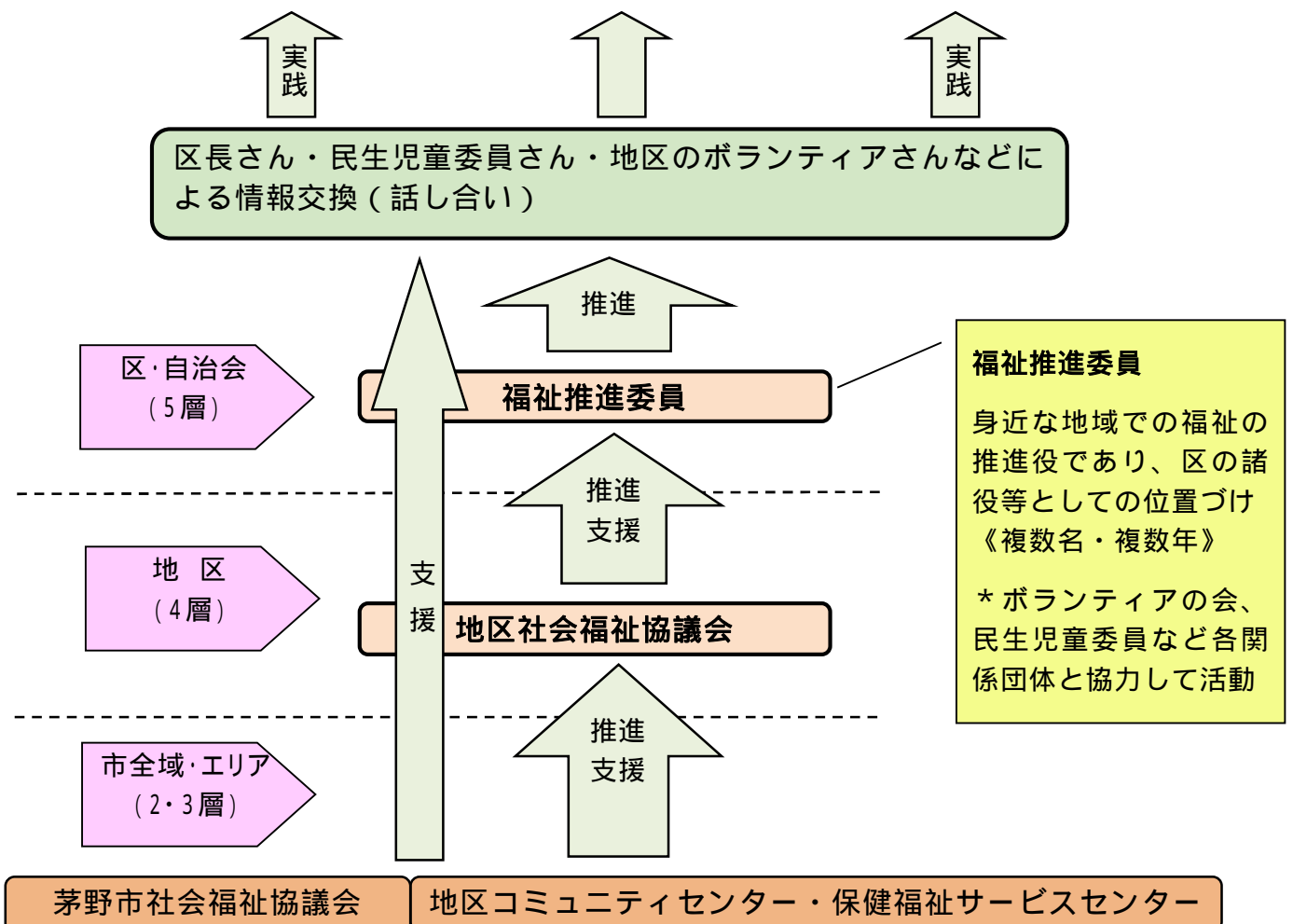
* コミュニティソーシャルワーカーは、各保健福祉サービスセンターに配置されています

● 地区社会福祉協議会と福祉推進委員

～ 地域福祉活動推進のイメージ ～

みんなで話し合い、みんなで安心して暮らせる地域へ

- ・子どもが被害に遭うニュースをみた地域の方から「子どもの見守りが必要だなあ」という声上がり、福祉推進委員を中心とした会議で話し合い、登下校の見守りをするようになりました。それをきっかけに地域に見守りの意識が広がり、まちの防犯にもつながっています。
- ・つながりや地域の現状を知るために、地域懇談会を開催した区では「気軽に身体を動かせる体操をしたい」「誰とも話をしない日がある」「人が集まる機会もない」という住民の声から、おたっしゃ教室の開催につながりました。
- ・区民にアンケート調査を行い、その結果から買い物や通院などの手助けをする組織が立ち上がりました。
- ・「区内の行事に参加する人が少なくなったなあ」と感じていた福祉推進委員は、福祉推進委員会議で区の関係者を交えて話し合いました。その結果、区内の団体が集まる会議を定期的で開催することになり、伝統行事や講演会などをみんなで協力し合いながら開催できるようになりました。



● 茅野市社協ボランティアまちづくりセンター

茅野市社協ボランティアまちづくりセンターって何をするところ？

茅野市社協ボランティアまちづくりセンターは、一人ひとりの“生活・暮らし”を中心に考え、福祉に基軸を置いた身近な地域にある地縁型のボランティア活動と分野を超えた多くの関係者と協力しながら「ともに生きる豊かな地域社会の実現」を目指します。

茅野市社協ボランティアまちづくりセンターでは、地域の福祉課題の解決に取り組むボランティア活動を支えるための事業を実施し、「困っている人たちをほっとけない」そんな地域に根ざしたボランティア活動を応援します。

具体的にはどんなことをするの？

地域でボランティア活動や市民活動に取り組んでいる各種団体の皆さんと連携を図りながら、活動に必要な情報の提供や研修会・講座の開催、ボランティア活動の相談から支援に取り組みます。

ボランティア活動に関する
相談・コーディネート



ふくし教育の推進



講座・交流会の開催

ボランティア・市民活動助成

災害時のボランティア
まちづくり活動の支援



ボランティア保険の受付



居場所づくりの活動支援



情報収集・発信

● 福祉教育・福祉講座

福祉教育とは、「共に生きる力を育む」ための学びです。

学校では、地域で生活するさまざまな人たちを知り、出会いや体験などを通して、「自分たちにはできることは何か考え、行動していく」ことの学びを目的としています。

また、地域では、「自分たちの地域を考えること」「住みよい暮らしのための知恵を出し合う過程」を通して、「共に生きること」を考えていただいています。

福祉教育は、子どもから大人まで、地域に暮らす全世代を対象とした取組です。安心して暮らすのために、みんなでどんなことができるのかを考え、そこに暮らすすべての人が暮らしやすい地域にしていくことを目指しています。

茅野市社協では、福祉の学びの機会として「出前福祉教室」や「出前福祉講座」を、学校・地域・企業などさまざまな団体を対象に実施しています。

福祉教育に関する事業について

出前福祉教室・出前福祉講座

子どもたちの「思いやり」の心を育てることや地域で「お互いさま」の気持ちを醸成するための講座を実施します。

- 対象 小・中・高校、地域の団体、企業など
- 内容 障害のある方などとの交流や車いすやアイマスク体験など、ご希望の内容に沿って実施します。



福祉用具の貸出

学校の授業や地域や企業での研修等で、福祉体験を行う際にご活用いただけます。

- 貸出備品の一例
 - ・ 車いす・アイマスク
 - ・ 高齢者疑似体験セット
 - ・ 福祉教育 DVD など

上記以外にも貸出備品がありますので、ご相談ください。



社会福祉普及校指定事業

小・中・高等学校を「社会福祉普及校」として指定し、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、他人に対する思いやりの心や主体性を育てるとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の啓発を図ることを目的とするものです。

- 補助額 30,000 円（1校あたり）
- 助成対象 消耗品費、教材料費、講師謝礼など「出前福祉教室」の講師謝礼としてもお使いいただけます。

夏のボランティア体験 「サマーチャレンジ」

ボランティア活動を体験する中で、ボランティアへの正しい理解と関心を深め、今後のボランティア活動への第一歩にすることを目的としています。

- 対象 小学5年生から一般まで
- 期間 7月下旬から8月下旬
- 内容 市内の福祉施設等にご協力いただき、ボランティア活動を体験します。

お問い合わせ・地図



社会福祉法人 茅野市社会福祉協議会

〒391-0002

長野県茅野市塚原二丁目5番45号

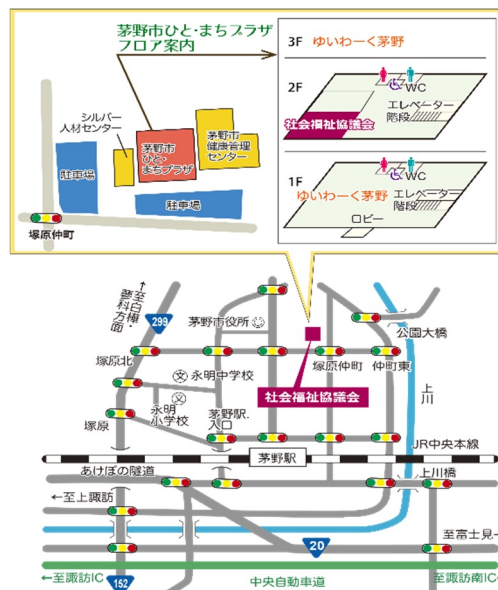
茅野市ひと・まちプラザ2階

電話：0266-73-4431

FAX：0266-73-8030

メール：support@sharara.or.jp

URL：http://www.sharara.or.jp



地域福祉活動推進係

コミュニティソーシャルワーカー（各保健福祉サービスセンター内）

中部（ちの・米沢・中大塩） 電話：0266-82-0360

西部（宮川・金沢） 電話：0266-82-1328

東部（玉川・豊平・泉野） 電話：0266-82-1521

北部（湖東・北山） 電話：0266-77-3172

ボランティアまちづくりセンター

〒391-0002

電話：0266-73-4431

茅野市塚原二丁目5番45号

FAX：0266-73-8030

茅野市社会福祉協議会 介護保険事業所

居宅介護支援事業所

〒391-0013

電話：0266-82-0211

茅野市宮川3975番地

FAX：0266-82-1107

訪問介護事業所

〒391-0013

電話：0266-82-1415

茅野市宮川3975番地

FAX：0266-82-1107

西部デイサービスセンター

〒391-0013

電話：0266-82-6161

茅野市宮川3975番地

FAX：0266-82-1107

あすなろセンター

〒391-0002

電話：0266-72-7972

茅野市塚原1丁目15番30号

FAX：0266-75-0180

塩つぼの湯デイサービスセンター

〒391-0216

電話：0266-73-5270

茅野市米沢6841番地

FAX：0266-75-0232